

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年6月3日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 入札に付する事項

(1) 番号	病第2025010号
(2) 件名	診療費自動精算機
(3) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(4) 契約の条項を示す場所	新潟市民病院 事務局 医事課
(5) 入札日時・場所	令和7年6月26日 午後2時00分 新潟市民病院 301会議室
(6) 履行期限（履行期間） ・ 履行場所	令和8年2月28日 新潟市民病院
(7) 入札方式	契約方式は、総価での入札とします。
(8) 入札保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第10条の各号の一に該当する場合免除。
(9) 入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(10) 入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(11) 談合情報等により公正な 入札が行われないおそれ あるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

(12) 契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(13) 予定価格	公表しません。
(14) 最低制限価格	設けません。
(15) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の別表第2の9（暴力的不法行為）の措置要件に該当しない者

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）を1部持参申請してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課
〒950-1197 新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
FAX 025-281-5508
- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和7年6月18日
- (5) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- ① 様式 様式第2号に準じて作成してください。
- ② 提出期間 令和7年6月11日午後5時まで
- ③ 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課
- ④ その他 電話での受付は一切しません。
持参又はFAX（025-281-5508）での受付となります。
回答は、個別にFAXするほか6月17日に院内掲示板及び当院ホームページに掲示します。連絡用に返信用FAX番号を記入願います。

5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状（別記様式第2号）を提出してください。
- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書（別記様式第1号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

様式第 1 号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので申請します。

記

公告年月日	令和 7 年 6 月 3 日
番 号	病第 2025010 号
件 名	診療費自動精算機

様式第 2 号

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(担当者)

(電話番号)

(F A X 番号)

1 番 号 病第 2 0 2 5 0 1 0 号

2 件 名 診療費自動精算機

質 疑 事 項

入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

受 任 者 ⑩

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金 額			円	
履 行 場 所				
件 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名 印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名

【受任者が入札する場合の記載例】

記載例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

〇〇年〇月〇〇日

入札(見積)書

新潟市病院事業管理者 様

●代表者本人が入札する場合は記入しない。
●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社

(注) 新潟支店長 〇〇 〇〇

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金 額	¥〇〇〇, 〇〇〇	円	
履 行 場 所	〇〇〇〇		
件 名 △△△	品 質・規 格 △△△	数 量 〇〇	単 価 〇〇
		金 額 〇〇〇, 〇〇〇	

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注)：新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

別記様式第2号

委 任 状

〇〇年〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社

新潟支店長 〇〇 〇〇 (印)

受任者 〇〇 〇〇 (印)

記

件 名 〇〇〇〇〇

届出印の使用

※社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

仕様書

1 件名
診療費自動精算機

2 履行場所
新潟市民病院(新潟市中央区鐘木 463 番地 7)

3 納入期限
本調達物品は、令和8年2月28日までに納入すること。ただし、医事会計システムとの連携テストなどを実施する必要があるため、病院と調整した上で納品、現調の日程を決定すること。

4 調達物品構成内訳及び要求仕様

(1) 構成内訳

①自動精算機本体(クレジットカード対応機能付き)	5台
②自動精算機管理端末	一式
③医事会計システム接続(医事会計システム側接続作業を含む)	一式

(2) 要求仕様

別紙「診療費自動精算機要求仕様書」の要件を満たしたものであること。

診療費自動精算機要求仕様書

- 1 通信及び接続については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 病院で使用する医事会計システム「富士通 Japan 社製 HOPE LifeMark-HX 医事ライブラリ」(以下「医事会計システム」という。)と自動精算機を LAN 接続(TCP/IP ソケットインターフェース)で接続すること。なお、医事会計システム側の接続費用も本調達に含めるものとする。
 - 1-2 医事会計システムとの接続仕様は、医事会計システム側が提示する仕様書に準拠し、現行の接続インターフェースを変更することなく接続できること。
 - 1-3 医事会計システムとの接続及び連携は、納入業者の責任において調整を行い、接続すること。
 - 1-4 接続方法は、各自動精算機がそれぞれ医事会計システムと直接通信する仕組みをとり、障害発生時に一斉にダウンしない仕組みであること。(管理サーバ経由の通信でないこと)
 - 1-5 自動精算機本体に診療券(磁気カード)の挿入、患者IDのテンキー入力若しくは患者IDバーコードの読み取りにより、医事会計システムから次の情報を受信すること。また、自動精算機の画面に当該患者の請求金額を表示できること。
 - ① 領収書・診療明細書の発行に必要な情報
 - ② 予約券の発行に必要な情報
 - ③ 薬引換券発行に必要な情報
 - 1-6 病院が指定した条件の請求が発生した場合、収納を制限する情報を医事会計システムより受け取り、その旨の内容を表示し、自動精算機側での収納を制限できること。
 - 1-7 自動精算機で入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済み状態になること。
 - 1-8 医事会計システムで発行している日計表に必要な入金情報を医事会計システムへ送信すること。
 - 1-9 拡張機能として、自動精算機インターフェースを利活用し医事会計システム(属性連携、未収消込連携、領収書・明細書発行連携)と連携をした「後払いシステム」の導入が可能なこと。
- 2 自動精算機本体の機能は、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1 以下のいずれの操作でも、本体画面に未収の外来請求額及び入院請求額が表示できること。
 - ① 診察券(磁気カード・JISⅡ型)を本体に組込まれたカードリーダーに挿入した場合
 - ② 患者IDのバーコードが印字された任意の用紙を本体内蔵のバーコードリーダーにかざした場合
 - 2-2 現金装填・回収、領収書補充等の日常業務及び自動精算機本体の保守は、前扉運用にて操作が出来ること。
 - 2-3 車椅子に座ったままで、自動精算機本体正面から無理な姿勢をすることなく操作ができること。
 - 2-4 省電力対策のための人体センサー機能、操作補助用として本体前面に手すりがあること。
 - 2-5 釣銭切れ、用紙切れ、その他の異常を感知する機能を備えていること。

- 2-6 カード(診察券、IC クレジット・キャッシュカード)／領収書／診療明細書／釣銭紙幣／釣銭硬貨の排出時は、完全に抜き取られるまでセンサー検知を行い、警告音と音声案内メッセージによる取り忘れ防止のための案内ができること。
 - 2-7 領収書、診療明細書発行以外の機能として 80mm 幅のサーマルプリンタを装備し、以下の帳票が機器本体から出力できること。
 - ① カード利用明細書および口座引落確認書
 - ② カード取消時のマイナス(取消)利用明細書
 - 2-8 アンカー固定不要で設置できること。(設置環境によりアンカー固定対応も行えること)
 - 2-9 定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウイルス対策ソフトを搭載していること。
 - 2-10 使い方を分かりやすくするため、LED による操作誘導と音声ガイダンスを標準装備していること。
 - 2-11 係員機能として釣銭の追加補充、釣銭交換ができること。
 - 2-12 係員呼出ボタンは専用配線不要で対応できること。
 - 2-13 停電時に取引データの破損を防ぐためバッテリーを内蔵していること。
 - 2-14 専用手すり、荷物置き台及びサイドパーテーションを有すること。
 - 2-15 本体電源及び、取扱時間、再起動時間のタイマースケジュール設定ができること。
 - 2-16 職員が現金操作等をする際は操作履歴を残せること。
 - 2-17 本体電源 OFF 時でも作動する防犯ブザーを有していること。
- 3 自動精算機本体のその他の性能・機能は、以下の要件を満たすこと。
- 3-1 エラーが発生した際は、画面でエラー解除箇所の特定ができ、エラー解除手順をアニメーション表示することで操作が簡単にできること。
 - 3-2 カード(診察券、IC クレジット・キャッシュカード)を取り忘れた際の対応として、任意の設定時間経過後に専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込む機能を有し、休止することなく次の取引が行えること。
 - 3-3 紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除で取り除いた現金について、「病院側の機内のお金か」「(患者側に返却する)機外のお金か」、明確に区分できる詳細な案内が可能であること。
 - 3-4 エラー解除操作において、紙幣・硬貨の未返却の金種明細情報を表示する機能を有していて、患者側に返却する金種明細の確認が可能なこと。
 - 3-5 支払者から入金額の異議があった場合、お支払いが完了している場合は、自動精算機の画面と管理端末で取引結果(何の金種を何枚入れたか等)の内容を印刷して、患者に説明する手段があること。
 - 3-6 操作履歴の取引内容は、診察券挿入、バーコード読取、入金金種、出金金種、取消操作、硬貨釣銭取り忘れ、カード取り忘れ回収、取引エラーコード等を、患者に画面の内容を見せながら説明することができること。
- 4 自動精算機本体の画面表示機能は、以下の要件を満たすこと。
- 4-1 15 インチ以上の TFT カラー液晶タッチパネルディスプレイであること。
 - 4-2 左右側面 30 度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニターであること。
 - 4-3 操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること。

- 4-4 医事会計システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額(受診日・受診科毎)、請求額合計が画面に表示できること。
- 4-5 受診年月日、診療科名及び請求額は、画面操作にて診療科明細の表示、非表示の切り替えが可能なこと。
- 4-6 ボタン操作により日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の画面表示切り替え機能があること。
- 4-7 入金確認ボタン対応／入金オートスタート対応のどちらでも選択でき、運用後の変更が可能なこと。

- 5 金銭処理機能は、以下の要件をみたすこと。
 - 5-1 貨幣識別レベルは、金融機関レベルの識別基準で、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。
 - 5-2 紙幣・硬貨のリサイクル(還流)機能を有し、釣銭補充/機内現金の回収頻度を軽減できること。
 - 5-3 入金処理において、以下の全金種の取り扱いができること。(2 千円以外は還流できること)
 - ① 紙幣 全金種:1 万円・5 千円・2 千円・1 千円
 - ② 硬貨 全金種:500 円・100 円・50 円・10 円・5 円・1 円
 - 5-4 入金方法は入院支払いにも対応する為、一度の投入で紙幣 100 枚以上、硬貨 50 枚以上の一括混在投入ができること。
 - 5-5 紙幣入金口にはブロッカー等により開口を狭めることで紙幣入金口は異物投入対策や投入時エラー対策が可能であり、かつ補充時には開口を広げることで大量補充が可能なこと。
 - 5-6 2024 年 7 月発行の新紙幣対応機であること。
 - 5-7 出金処理において、以下の全金種の取り扱いができること。
 - ① 紙幣 3 金種:1 万円・5 千円・1 千円
 - ② 硬貨 全金種:500 円・100 円・50 円・10 円・5 円・1 円
 - 5-8 出金方法は、紙幣 30 枚以上、硬貨 50 枚以上(混合一括出金)ができること。
 - 5-9 本体に、紙幣合計 1700 枚以上収納できること。また計数スピードは毎秒 5 枚以上であること。
 - 5-10 本体に、硬貨合計 2700 枚以上収納できること。
 - 5-11 入金時、紙幣の間にレシート等が混ざっていた場合は、取引を休止することなく、紙幣出金口から異物のみ排除される機構であること。
 - 5-12 硬貨投入口に異物が投入された際は、取引を休止することなく自動精算機にある異物排除 BOX に自動排除し、自動精算機の画面及び音声で異物返却があることを患者に通知すること。
 - 5-13 硬貨釣銭の出金払出口(受皿)にもセンサー検知が可能であり、釣銭を抜き取るまで取り忘れ警告、取り忘れの音声案内が可能であること。
 - 5-14 硬貨・紙幣釣銭を取忘れた際は、管理端末へエラー警告を行い、取引履歴確認で取忘れた患者を特定ができること。
 - 5-15 安全性に配慮して現金が患者の目に触れることなく、現金回収時は、紙幣・硬貨ともに枚数を計数しながらカセット金庫(専用鍵付)へ回収されること。

- 5-16 安全性に配慮して現金が患者の目に触れることなく、硬貨釣銭装填時はカセット金庫(専用鍵付)から自動計数装填ができること。また、業務開始前の作業を1人で安全に且つ容易にできること。
- 5-17 釣銭準備金装填操作を行った際、自動精算機本体で「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の金種別情報用紙の発行ができ、用紙の確認と合わせてミスを予防する機能を有すること。
- 5-18 現金回収操作(全回収、一部回収等)を行った際、自動精算機本体で「回収前在高」「回収した金額」「回収後在高」の金種別情報用紙の発行ができること。
- 5-19 金銭回収方法として、病院で任意に全額回収／売上金回収の選択ができること。
- 5-20 釣銭取り忘れ防止の為に、硬貨入出金部を照らすスポットライトを有すること。

6 クレジットカード等対応機能は、以下の要件を満たすこと。

- 6-1 すべての自動精算機でクレジットカード払いに対応できること。
- 6-2 クレジットボタンを押すだけで、磁気クレジットカード、接触式・非接触式 IC クレジットカード払いの対応ができること。
- 6-3 非接触式のタッチ決済対応ができること。(NFC 搭載の携帯端末を含む)
- 6-4 支払機金額によりタッチ決済ができない場合は、接触式 IC カード払いへの誘導案内ができること。
- 6-5 病院の契約内容に準じて、クレジットカードの支払い方法として、一括払い以外に分割払い・リボ・ボーナス払いに対応できること。(タッチ決済を除く)
- 6-6 クレジットカード支払い時は支払い回数選択後、画面に「氏名・金額・支払い回数」を再表示し確認ボタンを押さないと決済が完了しないこと。また、選択内容を変更できること。(タッチ決済を除く)
- 6-7 領収書・明細書とは別の 80mm サーマル用紙(レシート)にカード利用明細書、口座引落確認書の発行が行えること。
- 6-8 クレジットカードの取消処理が決済をした自動精算機本体で行えること。
- 6-9 クレジットカードの取消処理結果が患者用と医療機関用の 2 枚自動発行できること。
- 6-10 機器本体が複数台の場合でも、ルータ 1 個、フレッツ光回線ですべての自動精算機でカード対応ができること。
- 6-11 病院のセキュリティポリシーに基づき、カード決済のための外部ネットワークと院内ネットワークを切り離して構築できること。

7 領収書等印刷機能は、以下の要件をみたすこと。

- 7-1 病院指定の項目及びレイアウトの領収書・診療報酬明細書・予約券・薬引換券を発行できること。
- 7-2 病院指定の領収項目／レイアウトに対応でき、白紙用紙にフル印字(オーバーレイ)もしくはブレ印刷用紙(事前印刷用紙)の利用ができること。
- 7-3 診療明細書は、入院・外来ごとに発行の有無を制限できること。また、発行する場合は、患者が発行の有無を選択できること。
- 7-4 領収書と診療明細書は同時発行又は連続発行対応ができること。

- 7-5 領収書と診療明細書はサーマルプリンタ又はレーザープリンタより発行できること。また、領収書は、事前印刷したミシン目入りの用紙を使用できること。
- 7-6 1回の補充作業で領収書と診療明細書をあわせて 1,000 枚以上発行できること。
- 7-7 取り忘れ防止の観点から、複数枚発行する場合は用紙の抜き取りをしなくても次の用紙が印字されること。
- 7-8 係員機能として、当日取引分の領収書・診療明細書を病院が任意に選択して再発行できること。
- 7-9 医事会計システムの情報を元に診療明細書の出力可否を選択できる機能を有していること。
- 7-10 用紙在庫の管理がしやすいように、印刷枚数日計表(診療費支払機で印刷した領収書/診療明細書の枚数集計)の出力ができること。
- 7-11 診療日及び領収印の日付は、西暦又は和暦の選択ができること。また、領収印は現金払いとクレジットカード払いをそれぞれ区別して、病院指定の文字を印字できること。
- 7-12 文字種はANK、漢字JIS第1第2水準を網羅すること。
- 7-13 外字が含まれた患者氏名を印字できること。また、未登録外字の場合はカナ氏名に自動変換すること。
- 7-14 領収書再発行機能を有し、直前 10 取引以上発行できること。
- 7-15 領収金額がない場合でも領収書及び診療明細書を発行できること。

- 8 事務室内に設置する自動精算機管理端末は、以下の要件を満たすこと。
 - 8-1 自動精算機の全台を一元管理できる管理端末(ノート PC)を 1 台用意すること。なお、既存機器(IPC-250J61(令和 6 年 3 月更新))を流用できる場合は流用可とする。
 - 8-2 管理端末に定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウイルス対策ソフトを搭載していること。もしくは病院の提供するウイルス対策ソフトを導入すること。
 - 8-3 釣銭切れ、用紙切れ、その他の異常を監視する機能を備えていること。
 - 8-4 管理端末(制御コントローラ端末等含む)が停止しても診療費自動精算機の現金・クレジット取引に影響がなく取り扱えること。
 - 8-5 管理端末等の通信制御装置が不要なシステムであり、一斉ダウンしない障害に強い仕組みであること。
 - 8-6 管理端末以外に機器本体において単独で売上管理が行えること。
 - 8-7 機器号機毎に入金情報及び現金の入出金情報が管理できること。
 - 8-8 患者の取引履歴を検索できること。また、取引データは 90 日以上保持し、その間のデータはいつでも検索可能なこと。
 - 8-9 管理端末から診療費自動精算機にリモート操作で以下の遠隔操作、監視ができること。
 - ① 全額回収もしくは売上金回収のカセット金庫への回収指示
 - ② 現金専用対応／現金・カード併用対応／カード専用対応への切り替え指示及び取扱指示
 - ③ 電源 OFF、機器本体の状態(取り扱い/休止)の指示
 - ④ データ検索機能およびエラー発生時のエラー詳細の表示機能
 - 8-10 現金回収完了を当該管理端末でリアルタイムに把握できること。

- 8-11 日計表帳票として、管理端末で以下の帳票の発行ができること。
 - ① 日計表、カード日計表(クレジット)
 - ② 在高一覧表
- 8-12 取引検索帳票、取引明細表帳票として、管理端末で以下の帳票の発行ができること。
 - ① 取引詳細(精算日時検索/患者番号検索/領収書番号検索/カード支払伝票番号検索/カード利用者検索)
 - ② ジャーナルログ検索印刷、カード会社利用者明細表、領収書番号順取引明細表(精算日時順/患者番号順)
 - ③ 金銭管理操作履歴
- 9 保守等について、以下の要件を満たすこと。
 - 9-1 保守は導入後、1年間を無償保守期間とし、通常使用による故障は無償で修理すること。
 - 9-2 無償保守期間満了後は、別途契約により修理対応できること。また、少なくとも7年間は修理対応できること。
 - 9-3 以下の障害支援体制を有すること。
 - ① 障害時の連絡先として自社のコールセンター等を有し、連絡窓口は1ヵ所であること。
 - ② メーカー直営の営業所が新潟県内に存在し、障害発生時は迅速に対応できる体制が整っていること。
 - ③ 保守対応時間内に電話連絡をした場合は、病院側の特別な理由を除き、当日中に診療費自動精算機製造メーカーの保守員を訪問対応させること。なお、自動精算機内蔵のプリンタ故障時も同様とする。
 - ④ 機器の特性上、委託保守ではなく診療費自動精算機製造メーカーのメンテナンス要員が直接メンテナンスを行えること。
- 10 設置条件等について、以下の要件を満たすこと。
 - 10-1 自動精算機本体及び管理端末は病院の指定する場所に設置すること。(資料1参照)
 - 10-2 電源及び LAN 配線は既設のものを流用することとするが、その他本調達機器の設置に必要な設備がある場合は、納入業者の負担において用意すること。なお、フレッツ光回線の工事費用は本調達に含まないものとする。
 - 10-3 機器の搬入、据付、調整、接続等は病院職員と事前に打ち合わせを行い、協議の上、行うこと。
 - 10-4 機器の搬入、据付、調整にあたっては必要な養生を行い、建物及び機器に損傷を与えないように十分配慮すること。また、万一、建物及び機器に損傷をきたした場合は、納入業者が責任を持って原状回復すること。
 - 10-5 既存機器を撤去すること。
- 11 その他について、以下の要件を満たすこと。
 - 11-1 機器設置、接続後は機能、動作等の試験を十分に行い、異常のないことを確認した後、病院職員の検査をうけること。
 - 11-2 日本語の操作マニュアル及び簡易障害時の復旧手順書を2部以上提供すること。

- 11-3 自動精算機の取り扱い方法について、病院職員へ教育訓練を行うこと。(取扱い説明用動画など提供が望ましい)
- 11-4 本仕様書に明記されていない事項であっても、本機器の稼働上必要な機器及び物品は納入業者の負担により、用意すること。また、不明な点はその都度病院職員と協議し、指示を受けること。

資料1



契 約 書

件名	診療費自動精算機			
契約金額	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円			
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇円				
品名	品質・規格	数量	単価	金額
診療費自動精算機	仕様書のとおり	一式	——	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
履行期限	令和8年2月28日			
履行場所	新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）			
契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条第3号により免除			

上記物品供給について新潟市民病院を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙両者が記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 2 6 日

甲 新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

乙

物品供給契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、

当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入(以下これらを「追完」という。)又は代金の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として

必要な資格を失ったとき。

- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（賠償額の予定）

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを行う。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求を行う。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

（疑義の決定）

第22条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

3 乙は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、甲へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。